

## 要介護認定を受けている方とそのご家族へ

### その1

## 障害者控除対象者認定書について

介護保険制度で要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方のうち、障害者・特別障害者に準ずると審査・認定された方には、所得税や住民税の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付いたします。

### 《認定書の交付と障害者控除を受けるまでの手順》

- ① 準備するもの⇒介護保険証と印鑑
- ② 役場保健福祉課窓口へ「障害者控除対象者の申請に来ました」とお申し出下さい。
- ③ 審査後、該当者には「障害者控除対象者認定書」が発行されます。  
※注) 要介護者であっても、その状態によって「障害者に該当する」と認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ この認定書を、所得税の確定申告の際に提出し、障害者控除を受けて下さい。なお、本人または扶養する家族の方が、申告しない場合は、この申請は必要ありません。

### その2 医療費控除について

寝たきりや認知症など介護が必要な方でオムツを使用している方については、医療費控除の対象となる場合があります。

ケースによって、手続の仕方が異なりますので、詳しくは、担当のケアマネージャー又は役場保健福祉課（介護保険担当）へお尋ね下さい。